

役員等報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道博愛舎役員（理事・監事）及び評議員に対する報酬の支給について、必要な事項を定める。

（支給区分）

第2条 役員及び評議員に対する報酬は次のとおりとする。

- （1）理事長が常勤職員の勤務日数の2分の1以上法人本部及び関係機関等との折衝等で運営業務に当たったとき。
- （2）理事会及び評議員会に出席したとき。
- （3）監事が監査のため監査の場所に出席したとき。
- （4）社会福祉法人北海道博愛舎の用務により旅行したとき。

（支給額）

第3条 前条各号の報酬は、次により支給するものとする。

- （1）前条1号の場合は、報酬月額100,000円とする。
なお、前条第2号から4号の報酬は支払わないものとする。
- （2）前条第2号及び第3号の場合は、交通費は利用した交通機関に支払った実費、日当及び宿泊料は社会福祉法人北海道博愛舎旅費規程による。
- （3）前条第4号の場合は、社会福祉法人北海道博愛舎旅費規程による。

（支給方法）

第4条 報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、給与規程第29条の規定に準じた日とする。

- 2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（日割計算）

第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から日割計算により報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任されたときは、その月までの報酬を支給する。

（公 表）

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給基準として公表する。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

昭和58年	1月	1日	施行
平成15年	6月	19日	一部改正
平成23年	6月	21日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和元年	5月	18日	一部改正
令和5年	4月	1日	一部改正